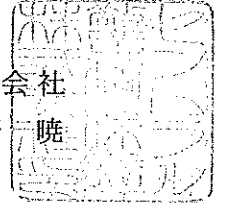


2026年2月20日

JMITUセントラル警備保障支部
執行委員長 堀 一洋 殿

セントラル警備保障株式会社
人事総務本部人事部長 古野 一暁



2026年2月7日付「春闘要求書」に対する回答書

1 「1. 昇給5万円以上を支給すること。」について

(会社回答)

会社は、物価上昇に伴う生活費の負担増は認識しておりますが、現状の経営状況や業績を総合的に勘案し、一律5万円のベースアップを実施することは、会社の賃金体系、及び収益構造上、受け入れられません。

会社は、社員の生活安定と働きやすい環境づくりを重要な課題と考えており、定期昇給や待遇改善の取り組みは引き続き会社の責任において実施してまいります。ただし、今回のご要求額は現在の経営状況や業績、会社の賃金体系等に照らし、現状において対応することができないことはご理解ください。

今後も、経営状況、業績、物価動向等を踏まえ、会社の責任において可能な範囲で賃金改定や手当見直しを検討し、鋭意、社員の待遇改善に努めてまいります。

2 「2. ベースアップ5万円を支給すること。」及び「3. 創業記念手当を昇給に3万円組み込むこと。」並びに「4. GW、年末年始、お盆出勤手当を1日1万円支給すること」について

(会社回答)

会社は、物価上昇に伴う生活費の負担増は認識しておりますが、ベースアップ5万円に加え、創業記念手当としての昇給3万円、及びGW、年末年始、お盆出勤手当を1日1万円という水準で実現することは、上記1に回答したとおり、現在の会社の経営状況等に照らし困難であり、また、会社の賞与制度の仕組みを大きく逸脱しており、受け入れることはできません。

会社は、社員の努力、及びその成果を適切に還元することを基本方針としており、現行制度に基づき、業績や貢献度に応じた賞与を支給しております。

3 「5. 年次有給休暇取得を正規な方法で取得させること。」について

(会社回答)

会社は、年次有給休暇の取得については、労働基準法に基づく社員の権利として尊重しております。交替制勤務の特性上、業務運営に支障が生じることのないよう、事前に申告いただいた休暇希望を踏まえ勤務計画に反映し、事業の正常な運営を妨げる場合でない限り、休暇を取得できるよう勤務を調整しています。今後も、事前の休暇希望を踏まえた勤務計画を通じて、休暇取得の促進が図られるよう努めてまいります。

4 「6. 会社が月に45時間、80時間残業出来ると月代わりに強要残業の違法な設定をしない事。」について

(会社回答)

会社は、時間外労働について、労働基準法をはじめとする関係法令に基づき、適正に運用しています。働き方改革の趣旨を踏まえ、過重な労働を防止するため、今後も一層、業務の見直しや超過勤務の平準化を図るとともに、労働時間の適正な管理を徹底してまいります。

5 「春闘要求に対するご回答」について

(会社回答)

貴組合から、会社のこれまでの回答書における表現等についてのご意見を頂きましたが、会社は、労働組合法をはじめとする関係法令を遵守し、団体交渉には誠実に対応することを基本方針としており、貴組合の正当な権利を軽視する態度を示したことはありません。今後も建設的な対話を通じて健全な労使関係の維持に努めてまいります。

以上